

指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け下記のとおり指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和7年第7回県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

(1)施設名称： 沖縄県公文書館

(2)施設の概要： 沖縄県公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史資料として重要な文書その他の記録を収集し、整理し、保存し、県民の利用に供することにより、学術及び文化の振興に寄与することを目的として設置された施設である。

(3)設置場所： 沖縄県南風原町字新川148番地の3

2 選定方法

(1)沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会

〔構成員〕

委員長(弁護士)	畑 知成
委員(沖縄国際大学教授)	野添 文彬
委員(税理士)	玉城 智子
委員(県建築士会副会長)	蔵当 三紀夫

(2)審査の経過

令和7年7月25日 第31回運用委員会(募集要項、審査要領等選定基準の検討)

令和7年10月30日 第32回運用委員会(指定管理候補者の選定)

(3)選定基準等

(6) 選定基準等

条例第7条に基づく基準		評価項目	配点 (合計配点)
1	事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。(第1号)	設置目的に合致した公文書館の管理方針の策定	10点 (40点)
		県民の公平な利用の確保	
2	事業計画書等の内容が、公文書館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。(第2号)	公文書館の効用を最大限に発揮する方策	40点 (160点)
		文書等の収集、整理、保存、閲覧等に係る管理運営、施設の維持管理	
		収支計画	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。(第3号)	財務の状況（健全性）、業務実績	25点 (100点)
		職員の配置計画、職員の研修計画	
4	公文書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。(第4号)	危機管理対策、個人情報保護、安全対策	25点 (100点)
		労働法令の遵守	
合 計			100点 (400点)

3 選定結果

(1) 申請団体名

公益財団法人沖縄県文化芸術振興会

(2) 評価点数

公益財団法人沖縄県文化芸術振興会を全会一致で候補者として選定した。

各委員100点、総合計400点満点により採点。

申請団体	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会	40点	136点	84点	94点	354点

4 指定管理候補者

(1) 団体名 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会

(2) 代表者名 理事長 下地 誠

(3) 住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地 1

5 選定理由

公益財団法人沖縄県文化芸術振興会は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）第7条の審査基準に適合し、最も適切に公文書館の管理を行うことができるものであると認められるため。

6 指定の期間(予定)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで